

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和元年9月3日

横浜市契約事務受任者  
道路局長 乾 晋

1 契約の概要

都市計画道路桂町戸塚遠藤線(上倉田戸塚地区)街路整備工事(第3工区その11)  
旧橋梁上部工の撤去、運搬

2 履行(納品)場所

戸塚区上倉田町248番3地先から戸塚町216番1地先まで

3 契約日

令和元年6月7日

4 履行日又は履行期間

令和元年8月30日まで

5 契約金額

¥13,327,200円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市金沢区泥亀1-26-6 浜勇ビル302  
河本開発工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

撤去工事中の橋梁上部工からPCBが検出され、作業が中断してしまい、桁材が一部の水平継材のみで繋がっている状態であり、川の増水による桁の逸散や転倒の恐れがあることから、速やかに桁材を撤去する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

橋梁上部工の撤去工事を行っていた業者であり、必要な重機や体制が整っており、時間の限られる中、対応可能な唯一の業者であったため。

9 所管課

道路局建設課